

船保運第 1589 号
令和 5 年 11 月 22 日

保護者各位

船橋市こども家庭部
保 育 運 営 課 長

登園許可証明書および登園届の改訂について

日頃より、本市の保育行政にご理解ご協力をいただき感謝申し上げます。

船橋市の保育施設では、船橋市登園許可証明書および船橋市登園届について、船橋市健康保育研究協議会で定めているところです。

現在、様々な感染症が流行し、医療機関がひっ迫している状況や、登園許可証明書の取得のための受診は負担となっていること等を踏まえ、上記協議会で見直しを行いました。

登園許可証明書に残す感染症	登園届に移行する感染症
<ul style="list-style-type: none">・麻しん（はしか）・風しん（三日ばしか）・結核・流行性角結膜炎（はやり目）・髄膜炎菌性髄膜炎・腸管出血性大腸菌感染症（O 157 など）・伝染性膿痂疹（とびひ）	<ul style="list-style-type: none">・インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症・水痘（水ぼうそう）・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・咽頭結膜熱（アデノウイルス感染症・プール熱）・百日咳・溶連菌感染症

【船橋市登園届の変更点】

- ・規定の期間の経過と症状が回復し、集団生活に支障がない状態になっているかの確認のため、感染症によって、発症日や内服開始日等を記入する欄を設けました。
- ・登園届の裏面に登園停止期間の数え方について図示しました。
- ・医療機関を再受診する目安について、裏面に記載しました。

医療機関に受診し、登園届に記載されている感染症に罹患していると診断された場合には、その診断時に医師に登園可能な状態を確認していただき、登園のめやすに記載されている期間について自宅で療養し、集団生活に支障がない状態になってからの再登園をお願いいたします。なお再登園の際には、「船橋市登園届」にご記入の上、保育施設へご提出くださいますようお願いいたします。